

倫理委員会で承認された医療行為に関する情報公開文書

市立秋田総合病院倫理委員会にて、下記の医療行為について協議を行い、定められた管理下において使用することを認めています。また、病院ホームページにて情報を公開することにより、患者さん（もしくはそのご家族）から同意をいただくことの代わりとし、この医療行為を実施しております。適応外使用には一定の副作用リスクが伴いますが、当院では安全性に十分配慮し、必要に応じて担当医が個別に説明いたします。本件について詳しく知りたい方や拒否をされたい場合は、下記に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	クロルプロマジン塩酸塩注射液
診療科等	緩和ケア内科
対象者	当院で治療を受ける患者で、医師がクロルプロマジン塩酸塩注射液の使用を必要と判断した患者
承認日	2021. 5. 27
実施対象期間	承認後～永続的
提供する医療の概要と目的	クロルプロマジンには神経症による不安・緊張を和らげる作用や、催眠・鎮静薬の効力増強作用があります。緩和ケアのみを受けている患者さんはしばしば不眠、せん妄を経験します。保険診療で認められている薬剤で十分な睡眠確保、せん妄症緩和が得られない場合、当該薬で症状を緩和することが、ガイドラインや専門書に記載されております。また、クロルプロマジン塩酸塩注射液は筋肉内に注射（筋注）する薬ですが、筋注は疼痛が強く、全国の緩和ケア病棟、在宅診療では静脈内注射、皮下注射が一般的です。医師の診察のもと、適正に処方することで安全に使用できます。医師が患者さんの症状緩和のため不利益よりも利益が勝ると判断した場合に限り使用します。
お問い合わせ先	市立秋田総合病院 倫理委員会事務局 0570-01-4171（代表）

以上